原子力規制庁記者ブリーフィング

● 日時:平成29年5月16日(火)14:30~

● 場所:原子力規制委員会庁舎 記者会見室

● 対応:松浦長官官房総務課長

<本日の報告事項>

- ○司会 それでは、定刻になりましたので、原子力規制庁の定例ブリーフィングを始めます。
- ○松浦総務課長 それでは、皆様のお手元の広報日程に基づきまして、私の方から補足説明をさせていただきます。

まず、1ページ目、1. 原子力規制委員会についてでございます。

(1) 番、明日、5月17日水曜日、原子力規制委員会でございます。議題は4つございます。

まず、議題の1番目でございますけれども、これは日本原燃の加工事業の変更許可についてでございます。こちらにつきましては、本年の4月19日の原子力規制委員会におきまして、審査の結果の案を取りまとめるとともに、経済産業大臣の意見を聴取することについて、原子力規制委員会の了承を得たところでございます。

今般、経済産業大臣への意見聴取結果が参りましたので、それを踏まえて当該施設の 事業変更許可の可否について、原子力規制委員会の判断を伺うことにいたします。

続きまして、議題の2番目でございます。こちらは緊急時活動レベル、いわゆる「EAL」の見直しについてでございます。こちらは平成28年11月16日及び平成29年3月8日の原子力規制委員会におきまして、現行のEALの見直しにつきまして原子力規制委員会で議論をしたところでございます。その際、EALを実際に運用する原子力事業者との意見交換を行うべきであるとの指摘を規制委員会の方から受けまして、合計3回の会合を開催し、原子力事業者との意見交換を行ったところでございます。

これを踏まえまして、事務方の方でEALの見直しにつきまして案を策定いたしましたので、今回、この案につきまして原子力規制委員会の御了承を得るとともに、パブリックコメントを実施することについても了承を得るものでございます。

続きまして、議題の3番目でございます。議題の3番目は、原子力災害対策特別措置法、いわゆる「原災法」の施行令の一部を改正する政令と、それに基づきます告示についての事務方が作りました案について、原子力規制委員会の了承を得るとともに、パブリックコメントを実施することについて了承を得るものでございます。

具体的に申し上げますと、こちらは本年、平成29年3月22日の原子力規制委員会におきまして原子力災害対策指針が改正されました。その改正の中で、いわゆる廃止措置計画

認可を受けた発電用原子力施設の重点区域の範囲については、使用済燃料集合体が十分 な期間冷却されたものについては、おおむね5キロメートルを目安とするということが 決められたところでございます。

これに伴いまして、現在、原子力災害特別措置法第7条2項におきまして、原子力事業者防災業務計画について、都道府県への事前協議が義務付けられております。この事前協議につきまして、事前区域の範囲の変更があったところから事前協議の対象を変更することについての政令の改正案でございます。

また、この政令の改正案とともに、現在、既に廃止措置計画認可を受けておりますJAEAの原子炉廃止措置、研究開発センター「ふげん」でございますけれども、こちらについて、協議先の都道府県についての変更の告示を定めるものでございます。これについて、先ほど申し上げましたように、これらの案について原子力規制委員会の了承を求めるとともに、パブリックコメントを実施することにつきまして了承を求めるものでございます。

続きまして、議題の4番目でございます。こちらは原子力規制庁で行っております平成28年度の安全研究の年次評価の結果についてでございます。平成28年度に35件の安全研究プロジェクトが行われたところでございます。これにつきまして事務方として評価をいたしましたので、その結果について原子力規制委員会に報告するものでございます。

続きまして、同じく1ページ目、1.の(2)番、原子力規制委員会の臨時会議でございます。こちらは5月23日火曜日、午前10時から予定しておりますけれども、原子力規制委員会と公益社団法人日本アイソトープ協会の意見交換でございます。

こちらはRI法の改正に伴いまして、原子力規制委員会で先月、事務方から報告したところ、伴委員の方から日本アイソトープ協会と量子科学研究開発機構との意見交換をすべきではないかという指摘がございました。この指摘を踏まえまして、今回、臨時会議といたしまして日本アイソトープ協会との意見交換を行うものでございます。

続きまして、2ページ目、5月18日木曜日、(3)番の審査会合でございます。議題は2 つございます。

まず、1番目でございますが、東京電力の柏崎刈羽発電所6号機、7号機につきまして、 溶融燃料と水の反応が引き起こす事象につきまして、その対応策について東京電力の方 からお話を伺う予定でございます。

2番目の議題といたしまして、日本原電の東海第二発電所につきまして、シビアアクシデント対策の有効性評価につきまして、日本原電の方からお話を伺う予定でございます。

続きまして、同じく2ページ目、5月22日月曜日、(6)番、第53回特定原子力施設監視・評価検討会でございます。議題といたしましては、4つございます。

まず、議題の1番目でございますが、建屋滞留水につきまして、2020年に向けた除去計画が立てられているところでございます。この進捗状況について、東京電力の方からお話を伺う予定でございます。

議題の2番目でございます。議題の2番目は、地震・津波対策の進捗として、具体的には1号機の排気筒の解体計画、メガフロートの解体計画、除染装置スラッジの閉塞についての計画、この3点について東京電力の方からお話を伺う予定でございます。

議題の3番目でございます。こちらは排水路の放射性物質濃度の低減ということでございますけれども、いわゆるK排水路を中心とした排水路からの排水中の放射性物質濃度低減対策の確認を東京電力の方からしていただく予定でございます。

最後、議題の4番目でございますが、原子炉格納容器内調査ということで、今後の原子 炉格納容器内調査の計画につきまして、東京電力の方からお話を伺う予定でございます。 私の方からは以上です。

く質疑応答>

○司会 それでは、皆様からの質問をお受けしたいと思います。いつものとおり、所属と お名前をおっしゃってから質問の方をお願いします。

それでは、質問のある方は手を挙げてください。

○記者 共同のスミです。

EALの見直しの件でまずお聞きしたいのですけれども、これは事業者の部分、EALですから、そうだと思うのですけれども、あくまでそこの見直しであって、その先にあるであろう避難のタイミングであるとか、そのあたりは直接は踏み込んではいかないのですか。

- ○松浦総務課長 これは、最初にこの見直しが提言されたときには、あくまでもEALの発動 要件の見直しということであって、具体的には、一番皆様に分かりやすい例としては、 現行の要件ですとECCSが動いたときに発動要件になっておりますけれども、今回の改正 ではECCSの作動が失敗したときの要件を変えると、そういったあくまでも事業者側の要 件に限って変更しておりますので、避難行動について何か変更があるというものではご ざいません。
- ○記者 もう一点、あと、原災法の施行令の一部改正の方ですけれども、「ふげん」について、地元協議の対象の変更ということがありましたけれども、具体的には、要するに、対象範囲が狭くなるということだと思うのですけれども、例えば滋賀とか、そういう福井県以外のところが外れるということでよろしいのでしょうか。
- ○松浦総務課長 具体的に、今回、告示案として提示するのは、岐阜県を提示する予定で ございます。
- ○記者 岐阜県が外れるということですか。
- ○松浦総務課長 そういうことでございます。
- ○司会 ほかに御質問はありますでしょうか。
- ○記者 時事通信のカンダです。

サイバー攻撃の関係で、原子力規制庁及び電力会社、それから、あと、一度問題を起こしている核物質管理センターでしたか、あそこみたいなPP関連とかで、今のところ被害とか、そういったものというのは報告されているでしょうか。

○松浦総務課長 こちらは経緯も踏まえて少し詳しく御報告しますけれども、こちらの事象については、先週5月13日の土曜日、当庁の職員が大体お昼ぐらいに報道ベースで接しまして、まず、原子力規制庁内のシステムについて、調査に着手したところでございます。その後、特に何か攻撃があったという事案は起こっておりません。引き続き原子力規制庁について、監視の方を強化していきたいと思います。これが原子力規制庁の我々内部に対するサイバー攻撃に関するものでございます。

もう一点は原子力事業者についてでございますけれども、こちらにつきましては、5 月15日月曜日、今週の月曜日ですけれども、これもお昼ぐらいですけれども、注意喚起のメールを各原子力事業者に送ったところでございます。注意喚起をするとともに、何かこういう事象があれば、原子力施設についての事象があれば、原子力規制委員会の方に報告するようにというメールを送ったところでございます。現時点で特に何か攻撃があったとか、異常があったという報告は受けておりません。

- ○司会 ほかに御質問はありますでしょうか。アベさん。
- ○記者 日経新聞のアベです。

臨時会議のアイソトープ協会との意見交換なのですけれども、話し合うトピックとしてはどういった内容があるのでしょうか。

- ○松浦総務課長 今回、RI法の改正で、特にセキュリティ対策について法律上の義務を課しているところでございますので、こういったことの周知徹底につきまして要請するというのが一番のメーンテーマでございます。あと、RI廃棄物についても、JAEAの方で処分できるようになりましたので、JAEAとの連携の方をしっかりしていただくようにと、そういった趣旨の意見交換をするというものでございます。
- ○司会 では、前の方。
- ○記者 テロの関係で確認なのですけれども、ウイルスにひっかかって実害は出ていない のだと思うのですけれども、ウイルスっぽい、いわゆる例えば標的型とか、あの手の変 なメールは来ていたけれども、ひっかかっていないということなのか、そもそもメール が来ていないのか。いろいろなそういう変なメール、多分日常的にいろいろ役所という のは来ていると思うのですけれども、例えば、このタイミングでちょっと増えていたと か、そういう何か変化があったのでしょうか。
- ○松浦総務課長 規制庁にということですか。規制庁については、特に何か大きな変化が あったということはございません。

あともう一点、追加で申し上げますけれども、原子力発電所についてですが、原子力

発電所のいわゆる制御系については、システム上、外界と遮断されておりますので、今回のようなメールを通じて何かウイルスに感染するということは余り考えられない設備体系になっております。仮にあるとすれば、例えば、事務所で事務作業をしているパソコンに感染するということはあり得るとは思いますけれども、それが原子力発電所の施設の制御系に影響するということはまず考えられないということを1点付け加えさせていただきます。

- ○記者 あと、先ほどのRI協会のトピックの関係なのですけれども、RI協会がこれまで担当していた廃棄物もJAEAができるようになったのでしたっけ。
- ○松浦総務課長 いや、基本的には、今まではそれぞれRIを使用している者が廃棄物を処分するということになっております。実際上はRI協会が保管しているというところでございますけれども、今回の法改正でRI廃棄物についても炉規法の中で廃棄できるということになりましたので、実際上はJAEAの方で廃棄処理ができるようになりましたので、そういった意味で、RI協会の方からJAEAに移管していただくという、そういう段取りになると思います。その中でしっかり段取りをつけていただきたいということです。
- ○司会 ほかに質問はございますでしょうか。

ないようであれば、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。どうもありが とうございました。

一了一